政　策　会　議　報　告

日　時：平成３０年４月１８日（水）　１５時４０分～１６時２０分
場　所：第２応接室
議　題：上下水道料金徴収一元化事務委託の検討について
出席者：市長、尾原副市長、山﨑副市長、市長公室長、企画財政部長、総務部長、財政課長
＜事 務 局＞　政策企画課長、同課長補佐、同課長補佐、同課係長
＜所管部局＞　建設局長、下水道部長、下水道総務課長、同課長補佐、同課係長

[審議の概要]

(1) 事案の説明

・本市における上下水道料金徴収一元化については、平成２５年度当時、同事務を行ううえで、下水道使用料という公金の取扱いにおいて責任の所在が明確ではないこと及び徴収コストが増加すること等の理由から参加を見送った。
・平成２９年度に、県水道局より同事務を行ううえでの法的解釈及び徴収コスト等について詳細な説明があり、参加の有無について早急に市としての意思表示をするよう求められた。（平成３０年１月より千葉、成田、鎌ケ谷、市原にて一元化開始。）
・参加の時期については、平成３３年１月または平成３５年１月のいずれかを選択することとなる。
・費用対効果について、参加する場合はランニングコストが現在より２９百万円／年の費用負担が増加する。また、イニシャルコスト（システム開発等負担金等）が４２９百万円の費用が必要となる。
参加しない場合は平成３５年度から上水道データ賃借料が現行の約６．６倍となると県水道局より示されており、１１０百万円／年の費用負担増となる見込み。また、システム開発費等負担金の２８５百万円の支払いも生じる可能性がある。
・上記試算より、参加した場合は参加しない場合と比較して、平成４０年度に費用負担の軽減効果が出るため、参加すべきと考えている。
・他市の参加意向については、平成３３年１月が５市、保留が船橋市含め２市と県水道局から確認している。

(2) 主な質疑

システム開発のため各市から１名派遣する理由は何なのか。
事務委託となるが、滞納処分業務等は市に残るのか。調定権者はどこなのか。
平成３０年９月に覚書を締結するのであれば、市議会の説明はいつなのか。

(3) 審議結果

上下水道料金徴収一元化へ参加するものとする。なお、参加する時期については、平成３３年１月を見据え、調整していくものとする。